

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月27日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 90 号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(42)中「軽自動車税納税証明請求書」を「軽自動車税納税等証明申請書」に改め、同表(42の2)中「納税証明書」を「納税等証明書」に改める。

様式第42号及び様式第42号の2を次のように改める。

軽自動車税納税等証明申請書

(あて先) 京都市 区長	年 月 日
納税義務者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	納税義務者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

京都市市税条例第81条の2の規定により <input type="checkbox"/> 軽自動車税の滞納がないこと <input type="checkbox"/> 軽自動車税を滞納していることが天災その他	
の証明を申請します。 やむを得ない事由によるものであること	
証明に係る軽自動車又は2輪の小型自動車の車両番号	
代理人	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 代理人により証明を申請する場合は、代理人の欄にその住所及び氏名を記入するとともに、委任状又は代理の権限を有することを証するその他の書類を提出し、又は提示してください。

3 軽自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることの証明を申請する場合は、当該事由を証する書類を添付してください。

軽自動車税納税等証明書
(継続検査用)

証明に係る軽自動車又は2輪の小型自動車の車両番号	
この証明書の有効期限	

京都市市税条例第81条の2の規定により上記の軽自動車等について、
□軽自動車税の滞納がないこと
□軽自動車税を滞納していることが天災その他
やむを得ない事由によるものであることを証明します。

年 月 日

京都市 区長



注1 該当する□には、レ印がしてあります。

- 2 この証明書は、道路運送車両法第62条第1項前段の規定による継続検査以外の目的に使用することができません。
- 3 この証明書の有効期限の欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日の日付が記載されています。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)